

新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書（診療所）

(1/2)

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報告する。

※本様式において「時間外等」は、時間外他に、夜間・休日を指す。

		(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	週の接種回数	週の回数区分 ○で囲む	備考
		10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8			
時間外等の接種体制を取った日に○を記載										100回未満	
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外								回	100回以上	
接種回数（予診のみを含めない）	職域									150回以上	
		10/9	10/10	10/11	10/12	10/13	10/14	10/15			
時間外等の接種体制を取った日に○を記載										100回未満	
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外								回	100回以上	
接種回数（予診のみを含めない）	職域									150回以上	
		10/16	10/17	10/18	10/19	10/20	10/21	10/22			
時間外等の接種体制を取った日に○を記載										100回未満	
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外								回	100回以上	
接種回数（予診のみを含めない）	職域									150回以上	
		10/23	10/24	10/25	10/26	10/27	10/28	10/29			
時間外等の接種体制を取った日に○を記載										100回未満	
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外								回	100回以上	
接種回数（予診のみを含めない）	職域									150回以上	
		10/30	10/31	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5			
時間外等の接種体制を取った日に○を記載										100回未満	
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外								回	100回以上	
接種回数（予診のみを含めない）	職域									150回以上	
		11/6	11/7	11/8	11/9	11/10	11/11	11/12			
時間外等の接種体制を取った日に○を記載										100回未満	
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外								回	100回以上	
接種回数（予診のみを含めない）	職域									150回以上	
		11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19			
時間外等の接種体制を取った日に○を記載										100回未満	
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外								回	100回以上	
接種回数（予診のみを含めない）	職域									150回以上	
		11/20	11/21	11/22	11/23	11/24	11/25	11/26			
時間外等の接種体制を取った日に○を記載										100回未満	
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外								回	100回以上	
接種回数（予診のみを含めない）	職域									150回以上	
		11/27	11/28	11/29	11/30	12/1	12/2	12/3			
時間外等の接種体制を取った日に○を記載										100回未満	
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外								回	100回以上	
接種回数（予診のみを含めない）	職域									150回以上	

接種回数計（予診のみを含めない）	0回
------------------	----

(支援対象であるか確認するため、該当する項目にレ点を記入してください。)

問1 本報告書の「接種回数(予診のみを含めない)」に集団接種である大規模接種会場・市町村特設会場の実績は含まれない。

問2 職域接種を実施していない → はい

(はいの場合問3以降に回答する必要はありません。)

↓ いいえ

問3 職域接種の実績は、本報告書の「接種回数(予診のみを含めない)」に全く含まれていない → はい

(はいの場合問4以降に回答する必要はありません。)

↓ いいえ

問4 本報告書の「接種回数(予診のみを含めない)」に含まれるのは以下の①及び②の両方を満たす職域接種の実績のみですか。 → はい

(条件を満たしていない職域接種は「接種回数(予診のみを含めない)」に計上することは出来ません。

条件を満たさない職域接種の実績を除いた上で、問4で「はい」を選択ください。)

①中小企業の社員や学生等が出向いてきて医療機関内で接種を行った。

(企業や大学などが指定した外部の接種会場に、医療機関が出張して接種した回数は含まれていない。)

②「中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業を指す。)が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」である。

○職域接種を依頼した事務局等の名称(職域接種を申請した主体名)を以下に記載願います。

名称

(※共同実施した事務局に、様式例の提出を求め添付願います。)

○職域接種を依頼した大学等の名称(職域接種を申請した主体名)を以下に記載願います。

名称

上記が事実と相違ないことを証明する。

印